

(別表5) 「構造改革特区の第12次提案等に対する政府の対応方針」(平成20年3月7日構造改革特別区域推進本部決定)における「全国で実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令等 | 規制改革の内容 | 実施時期等 | 所管府省 |
|------------|---|--|--|----------------------|--------------|
| 105 | 自動車の保管場所証明等事務においてレンタカー型カーシェアリング事業に係る無人のカーステーションが自動車の使用の本拠の位置と認め得る基準の明確化 | 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年6月1日法律第145号)第3条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年8月20日政令第329号)第1条第1項 自動車の保管場所証明等事務に係る「自動車の使用の本拠の位置」の解釈基準について(平成15年10月15日付け警察庁丁規発第74号) | 自動車の保管場所証明等事務においては、左記通達により、従来からレンタカー型カーシェアリング事業に係る無人のカーステーションが自動車の使用の本拠の位置として認め得ると解しているところ、この点に関して本年1月に各都道府県警察に対して更に周知徹底するため、文書により通知した。(運輸ア) | 平成20年1月通知 (措置済) | 警察庁 |
| 442 990 | 障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能性 | 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2 | 普通地方公共団体の契約について、新たに障害者支援施設等からの役務提供を随意契約事由とするよう「地方自治法施行令の一部を改正する政令」を平成20年3月に施行した。(地域工) | 平成20年3月1日 施行(措置済) | 総務省 厚生労働省 |
| 443 | 特定実験局の電波使用可能期間の拡大 | 電波法施行規則第7条、平成19年総務省告示第358号(特定実験局が使用可能な周波数等) | 特定実験局について、3~5年程度かかる技術開発等の実験も可能となるよう、電波を使用できる期間を最大2年間から最大5年間に延長する。(情通ア) | 平成20年度 第1四半期 | 総務省 |
| 523 | 不動産登記等証明書の交付事務の拡大 | 不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第6条第1項、第11条、第119条第1項 不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)第197条第1項 商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条、第30条第3項 | 証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。(法務イ) | 平成19年度中 | 法務省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令 等 | 規制改革の内容 | 実施時期 等 | 所管府省 |
|-----|-------------------------------|---|--|--------------------|------|
| 524 | 法人の印鑑証明書の交付事務の拡大 | 商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3、第4条、第7条 | 証明書発行請求機の設置基準については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の調査審議に関する意見を踏まえ、平成19年度中に公表を行う。(法務イ) | 平成19年度中 | 法務省 |
| 717 | 税関の24時間通常開庁化 | 関税法(昭和29年4月2日法律第61号)第98条、第100条、第101条 関税法施行令(昭和29年6月19日政令第150号)第87条 税関関係手数料令(昭和29年6月25日政令第164号)第6条 | 臨時開庁制度については、空港・港湾の深夜早朝利用を促進し、迅速な国際物流を実現する観点から、臨時開庁手数料の廃止及び常駐時間帯における申請手続の廃止等を行う。(運輸ウ29) | 平成20年1月25日 法案提出 | 財務省 |
| 718 | 空港間・近接する保税地域間における保税運送承認制度の簡素化 | 関税法(昭和29年4月2日法律第61号)第63条 | 保税運送承認制度については、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された船会社、航空会社、フォワーダー等の貨物の国際運送に従事する者をAEO制度(注)の対象事業者とし、AEOと認定された保税蔵置場等の被許可者(AEO倉庫業者)やAEO通関業者とともに、これらの事業者(AEO運送者)が行う空港間・近接する保税地域間を含む保税運送について、個別の承認を不要とするなど税関手続の簡素化を行う。(運輸ウ30) (注)AEO制度:AEOとはAuthorized Economic Operatorsの略称。民間企業と税関のパートナーシップを通じて、国際貿易における安全確保と円滑化の両立を図る制度 | 平成20年1月25日 法案提出 | 財務省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令 等 | 規制改革の内容 | 実施時期 等 | 所管府省 |
|--------------|---|---|---|-----------------------|--------------|
| 991 | へき地・離島などの地域医療支援のための移動型診療車両における診療手続きの簡素化 | 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第8条、第9条 医療法施行令(昭和23年10月27日政令第326号)第4条の2 医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第4条 「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」昭和37年6月20日付医発554厚生省医務局長通知 | 「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」において規定する診療所開設手続きの簡素化を、医療法人等が行う巡回診療についても各都道府県が認めて差し支えない旨を通知する。(医療キ) | 平成20年度中 | 厚生労働省 |
| 992 | 治験および先進医療専門病院の病床規制の除外対象の拡大 | 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第30条の4第2項第12号、第30条の11、第30条の4第7項 医療法施行令(昭和23年10月27日政令第326号)第5条の4、 医療法施行規則(昭和23年11月5日厚生省令第50号)第30条の32の2 | 第 相及び第 相の臨床試験についても、第 相臨床試験に係る病床と同様に、基準病床数制度における特例病床とする。(医療力) | 平成20年度中 | 厚生労働省 |
| 1023 1312 | 特定肥飼料等への炭の追加 | 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年6月7日法律第116号)第2条第5項、第10条第1項～3項、第20条第1項 等 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令(平成13年4月25日政令第176号)第2条 | 食品循環資源を原材料とする特定肥飼料等に炭を追加するため、第二条(再生利用に係る製品)への「炭化の過程を経て製造される燃料及び還元剤」の追加を含む「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を平成19年12月に施行した。(農水ア(工)) | 平成19年12月1日 施行(措置済) | 農林水産省 環境省 |
| 1143 | NPO法人に対する資金調達制度拡充 | 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)第2条 | 特定非営利活動促進法(平成10年3月25日法律第7号)に基づき設立される特定非営利活動法人(NPO法人)に対し、中小企業信用保険法の特例を設け、一定の要件(農商工等連携支援事業に限る)を満たす場合には、信用保証協会の保証を適用可能とするよう所要の措置を講ずることとする。(金融イ22) | 平成20年度中 | 経済産業省 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令 等 | 規制改革の内容 | 実施時期 等 | 所管府省 |
|------|---------------------------|--------|---|-------------------|------|
| 2002 | 住民基本台帳事務のアウトソーシングの推進 | - | 平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。(官業イ) | 平成20年1月17日 措置済 | 内閣府 |
| 2003 | 戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進 | - | 平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。(官業イ) | 平成20年1月17日 措置済 | 内閣府 |
| 2004 | 印鑑登録事務のアウトソーシングの推進 | - | 平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。(官業イ) | | |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令 等 | 規制改革の内容 | 実施時期 等 | 所管府省 |
|------|--|--------|---|-------------------|------|
| 2005 | 税証明事務等のアウトソーシングの推進 | - | 平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。(官業イ) | 平成20年1月17日 措置済 | 内閣府 |
| 2006 | 国民健康保険の資格取得・喪失関係業務及び被保険者証等の交付業務のアウトソーシングの推進 | - | 平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。(官業イ) | 平成20年1月17日 措置済 | 内閣府 |
| 2007 | 老人保健法の医療受給者証交付関係業務及び転出時の負担区分等証明書交付関係業務のアウトソーシングの推進 | - | 平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者へ委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。(官業イ) | 平成20年1月17日 措置済 | 内閣府 |

| 番号 | 規制改革事項 | 根拠法令 等 | 規制改革の内容 | 実施時期 等 | 所管府省 |
|------|------------------------------|--------|---|-------------------|------|
| 2008 | 介護保険受給資格証明書の交付業務のアウトソーシングの推進 | | 平成19年12月24日に閣議決定した公共サービス改革基本方針において、各市町村の判断に基づき、官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲、民間委託を実施する際の留意事項について、関係省と官民競争入札等監理委員会と連携しつつ、平成19年度中に地方公共団体に周知することとしている。この方針に基づき、自治体の要望のうち、現行法令上、民間事業者が取り扱い可能な業務について、平成20年1月17日より、内閣府ホームページで公開している。(官業イ) | 平成20年1月17日 措置済 | 内閣府 |